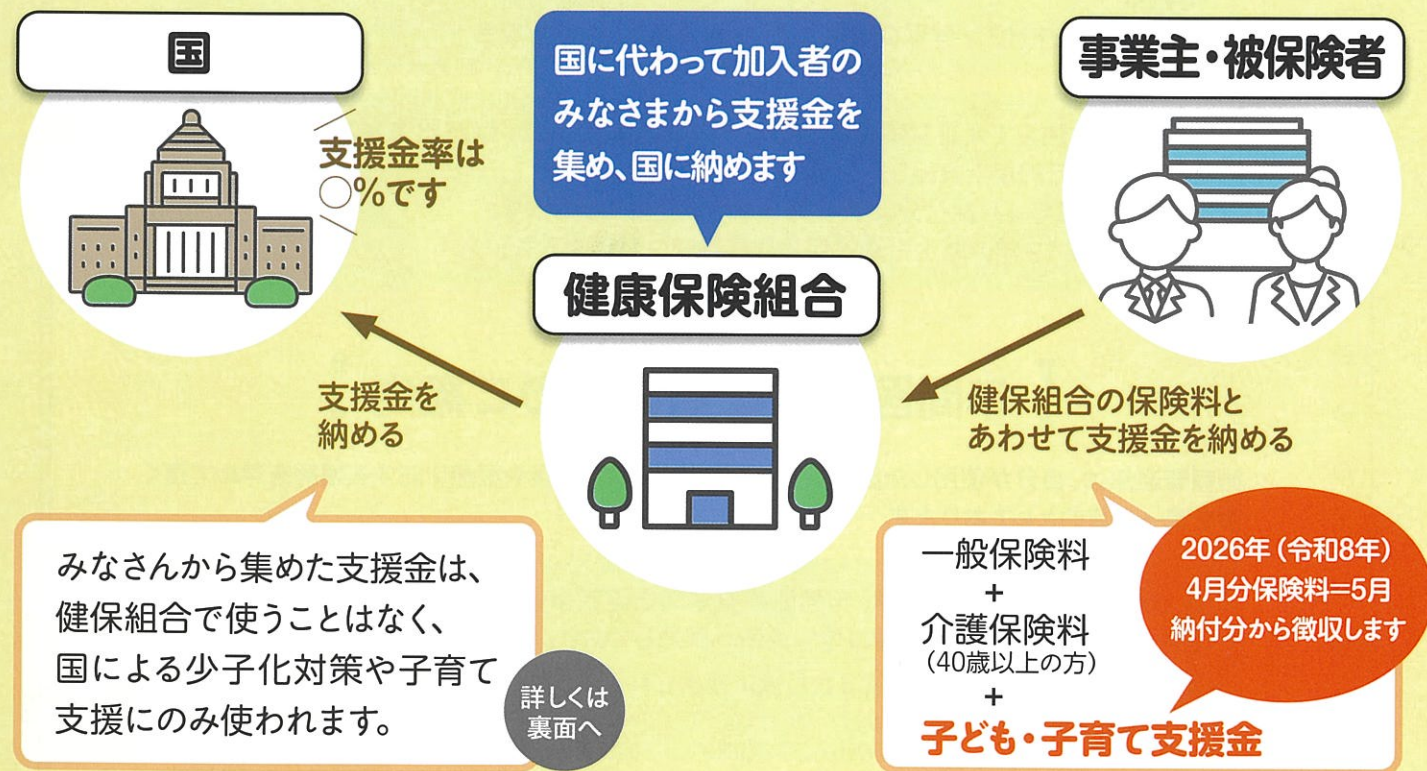


2026年度（令和8年度）から

「子ども・子育て支援金」が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

2026年（令和8年）4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せる形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？

- ▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶支援金の負担額は、
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶支援金率は2028年度（令和10年度）にかけて段階的に上がる見込みです。
 - 2026年度（令和8年度） 0.3%程度
 - 2028年度（令和10年度） 0.4%程度
 - ： 2028年度の負担が上限となります

【被保険者一人あたりの負担額（2026年度）】

例 月給（標準報酬月額）30万円、支援金率0.3%と仮定した場合の月額
 $30万円 \times 0.3\% = 900円/月$
 事業主と被保険者で折半

事業主 450円 被保険者 450円

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額（月額）	1.5万円	3万円

妊婦さんの経済的支援

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × こどもの人数（胎児）



育休手当の給付率UP

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の育休取得を促進！



*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

時短勤務時の収入減をカバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



2026年（令和8年）4月から全国実施予定

こども誰でも通園制度

利用の目的を問わず、お子さん（生後6か月～3歳未満）を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に10時間の範囲、1時間単位で利用可能

親が働いていなくても利用OK！



2026年（令和8年）10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

